

第4号様式（第8条関係）

京都市生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費補助金
交付決定通知書

京都市指令保障第 号
年 月 日

（法人名）
（代表者名）

京 都 市 長
（保健福祉局障害保健福祉推進室）

年 月 日付けで申請のありました京都市生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費補助金につきましては、京都市生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否 ☐交付 ☐不交付（理由 ）

2 交付予定金額 金 _____ 円

3 交付条件

- （1）本補助金は、法人が行う対象利用者を受け入れることを目的とする施設整備に関する事業（以下、「本事業」という。）に係る整備関係費以外に支出してはならない。
- （2）本事業に要する経費の配分、建物の規模又は構造、建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）本事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （4）本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- （5）本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。
- （6）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- （7）本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。
- （8）補助金の交付後、法人が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに、市長に報告しなければならない。

なお、法人が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わな

ればならない。また市長は、報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

- (9) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた寄付金を除く。
- (10) 本事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- (13) 本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (14) 本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
- (15) 本事業については、条例により検査することがある。
- (16) 上記各号の他、補助金はこの要綱に定める各条項に従って使用しなければならない。
- (17) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

教示事項

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。